

# 自転車運転中の 傘差し・携帯電話の 使用等に罰則！

5万円以下の罰金

※平成23年10月1日から施行

県内では、近年交通事故が減少傾向にある中、平成22年中の自転車関係の交通事故は、21年に比べ19人増の296件（全事故の16.3%）発生し、割合は増加傾向にあります。

また、平成22年中の自転車乗用中の死者は4人で21年に比べ倍増しています。

このような状況から、自転車に関係する交通事故防止と自転車のルール遵守に向けて鳥取県道路交通法施行細則が一部改正されることとなりました。

## <改正の内容>

①自転車運転中の傘差し  
雨の日は雨具を着て運転しましょう。日傘も違反となります。



②自転車運転中の携帯電話の使用等  
携帯電話を持って通話したり、画像を注視しながら運転してはいけません。



③有効な警音器を備えていない自転車の運転  
有効な（音のよく鳴る）警音器を備えていない自転車を運転してはいけません。



これまでの  
道路交通法の  
違反と罰則は？

- 並進の禁止  
2万円以下の罰則または料
- 二人乗りの禁止  
2万円以下の罰則または料
- 飲酒運転の禁止  
5年以下の懲役または10

0万円以下の罰則（酒酔い運転の場合）

- 進行無視・一時不停止  
3か月以下の懲役または5
- 無灯火運転  
5万円以下の罰金

- 歩行者妨害の禁止  
2万円以下の罰則または料

従来の違反に上記の3つの違反が新たに加わります。自転車の危険な運転が目立つようです。安全な乗り方に努めましょう！

自転車の  
ルールとマナーを  
守りましょう

知っていますか？

## 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。  
◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

◆問い合わせ先  
建設業退職金共済鳥取支部（鳥取県建設会館内）  
☎0857・24・2281

## 土地境界に関する 無料相談会

◆とき 9月10日（土）  
10時～16時  
◆ところ 米子市文化ホール（2階研修室1）

◆内容 土地の境界、土地・建物の表示に関する登記相談など

◆問い合わせ先  
鳥取県土地家屋調査士会事務局  
☎0857・22・7038

### 特徴

- ◎国の制度なので安全、確実に申込み手続きは簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。